

() 浴場自主管理手引書 (例)

年 月 日策定

1 衛生管理責任者

- (1) 衛生管理責任者を〇〇〇〇とする。
- (2) 衛生管理責任者の主な役割は次のとおりとする。
 - ①衛生管理（改善）計画の作成
 - ②衛生管理従事者に対する業務内容の周知徹底
 - ③衛生管理状況の確認（点検）

2 点検表の作成及び記録の保管

- (1) 換水、清掃、消毒、水質検査等の衛生管理を適正に行うため、点検表を作成し、定期的に確認を行う。
- (2) 水質検査の記録、各施設の点検、清掃及び消毒の記録その他衛生管理に係る記録を三年間保管する。

3 浴場の管理

- (1) 原湯を貯留する槽（貯湯槽）は、生物膜その他の汚れの状況を定期的に点検し、必要に応じてその除去を行うための清掃及び消毒を行う。
- (2) 浴槽水は、十分に補給し、清浄に保つ。
- (3) 浴槽水は、毎日完全に換水する。ろ過器を使用して浴槽水を循環させる構造の浴槽（以下「循環式浴槽」という。）で毎日完全に換水しないものは一週間に一回以上完全に換水する。循環式浴槽以外の浴槽（以下「非循環式浴槽」という。）で常に原湯を供給し、浴槽水をあふれさせるものに係る浴槽水は一週間に一回以上完全に換水する。
- (4) 浴槽は、浴槽水の排出後に毎日清掃を行う。循環式浴槽で毎日完全に換水しないものは一週間に一回以上清掃を行う。非循環式浴槽で常に原湯を供給し、浴槽水をあふれさせるものにあっては、一週間に一回以上）清掃を行う。
- (5) 打たせ湯及びシャワーには、浴槽水を使用しない。
- (6) 湯栓、気泡発生装置その他浴槽の附帯設備は、定期的に点検し、清掃及び消毒を行う等維持管理を適切に行う。
- (7) 浴槽水は、規則で定める頻度で水質検査を行う。
- (8) 入浴者の見やすい場所に、浴槽に入る前に体を洗うこと、公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をしないことその他入浴上の注意事項を掲示する。
- (9) 循環式浴槽は、次により管理する。
 - ①浴槽水は塩素系薬剤を使用する方法その他適切な方法で消毒等を行う。ただし、原湯又は原水の性質その他の条件により消毒等を行うことができない場合で他の方法により適切な衛生措置を行う。

②ろ過器は、一週間に一回以上、逆洗浄又はろ剤の交換等を行い、十分に汚れを除去するとともに、ろ過器及びろ過器と浴槽との間の配管は、適切な消毒方法で生物膜を除去する。

③循環式浴槽で毎日完全に換水しないものには、気泡発生装置、ジェット噴射装置その他微小な水粒を発生させる設備を使用しない。

④浴槽からあふれ出た湯水を貯留する槽（以下「回収槽」という。）の湯水を浴用に供しない。ただし、定期的に回収槽の清掃及び消毒を行い、回収槽の湯水を消毒する場合は、当該湯水を浴槽水として使用することができる。

⑤集毛器は、毎日清掃を行う。

⑥消毒装置は、維持管理を適切に行う。

(10) 実施項目

①連日使用型循環式浴槽水

実施項目及び内容	実施時期（頻度）	実施者
○貯湯槽の管理 ・汚れの状況の点検 ・清掃および消毒	・毎年〇月、△月、□月、△月 ・必要に応じて実施	担当（ ）
○浴槽の清掃、浴槽水の換水 ・浴槽の清掃、浴槽水の換水	・毎週〇曜日（1週間に1回以上）	担当（ ）
○附帯設備の管理 ・点検、清掃および消毒	・毎週〇曜日	担当（ ）
○水質検査の実施 ・浴槽水	・毎年〇月、△月（1年に2回以上）	業者依頼 （ ）
○浴槽水の消毒 ・残留塩素濃度を測定、結果の記録 （塩素注入量の調整）	毎日〇時、△時、□時、◇時 （営業時間中は0.4～1.0mg/ℓ）	担当（ ）
○消毒装置（塩素自動注入器）の確認 ・薬剤残量の確認と注入弁の清掃 ・機器点検	・毎週〇曜日 ・毎年〇月、△月、□月、△月	担当（ ） 業者依頼 （ ）
○循環ろ過装置の清掃 ・ろ過器の逆洗浄 ・ろ材の交換	・毎週〇曜日（1週間に1回以上） ・毎年〇月、△月、□月、△月	担当（ ） 業者依頼 （ ）
○循環系統の清掃 ・集毛器の清掃 ・循環配管（ろ過器含む）の消毒	・毎日 営業終了後（毎日） ・毎週〇曜日	担当（ ） 担当（ ）

<ul style="list-style-type: none"> ・循環配管の生物膜除去 ・循環ろ過装置の機器点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年 ○月 例) 毎月○日 	業者依頼 () 業者依頼 ()
○回収槽の清掃 (回収槽を浴用に供する場合) <ul style="list-style-type: none"> ・回収槽内部の壁面の清掃・消毒 ・回収槽水の消毒 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週○曜日 ・残留塩素濃度常時0.4mg/l以上 	担当 ()

②かけ流し浴槽水

実施項目及び内容	実施時期 (頻度)	実施者
○貯湯槽の管理 <ul style="list-style-type: none"> ・汚れの状況の点検 ・清掃および消毒 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年○月、△月、□月、△月 ・必要に応じて実施 	担当 ()
○浴槽の清掃、浴槽水の換水 <ul style="list-style-type: none"> ・浴槽の清掃、浴槽水の換水 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週○曜日 (1週間に1回以上) 	担当 ()
○附帯設備の管理 <ul style="list-style-type: none"> ・点検、清掃および消毒 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎週○曜日 	担当 ()
○水質検査の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・浴槽水 	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年○月(1年に1回以上) 	業者依頼 ()

4 水質検査の結果、規則で定める基準に適合していないことが判明した場合

- (1) 当該浴槽の使用を中止するなど利用者の安全確保に努める。
- (2) レジオネラ属菌の検査結果が基準に適合していない場合、速やかに○○保健所に報告する。

5 レジオネラ症患者が発生した場合

衛生管理責任者は、直ちに○○保健所に通報し、その指示に従うとともに、経営責任者へ報告する。

- (1) 浴槽、循環ろ過装置等施設の現状を保持する。
- (2) 当該浴槽の使用を中止する。
- (3) 独自の判断で浴槽内等への消毒剤の投入を行わない。